

[資料] 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定

災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と西中国国分株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の救援物資の調達及び供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において市内の避難場所等で必要となる救援物資の調達及び供給について定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市内において、震度5弱以上の地震または同等の風水害等の発生をいう。
- (2) 救援物資 災害時に甲が要請し乙が保有又は調達が可能な食料品、生活必需品等の物資及び市長が特に指定するものをいう。

（支援の内容）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により災害対策本部を設置した場合であって、市内において避難勧告又は避難指示を発令し、被災者に対し救援物資を供給する必要があると判断したときは、乙に対し、救援物資の調達及び供給について養成するものとする。

2 乙は前項の規定による要請を受けたときは、乙が供給することが可能な数量の救援物資を、乙の運搬により、甲の指定する引渡し場所に供給する。

（要請）

第4条 甲は前条第1項の規定による要請をしようとするときは、乙に対し、救援物資提供要請書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請をすることができるものとし、当該要請の後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（救援物資の運搬及び引渡し）

第5条 救援物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡しまでの運搬は乙が行うものとする。

- 2 救援物資の引渡しにあたっては、甲による確認をおこなうこととする。
- 3 乙による救援物資の運搬が困難な場合には、状況に応じて運搬方法及び引渡し場所を甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は前条の引渡しを行ったときは、甲に対し、速やかに救援物資提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が救援物資の調達及び供給の実施に要した費用のうち、救援物資の対価については甲が負担するものとし、救援物資の運搬にかかる費用、その他の経費については乙が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲と乙とが協議して決定するものとする。

(車両通行に係る支援)

第8条 甲は、乙が救援物資を運搬し、及び提供するときは、当該運搬にかかる車両が迅速かつ円滑に通行することができるよう支援に努めるものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、救援物資の調達及び供給に関して支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甲の指定する者、乙においては乙の指定する者とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後についてもまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 宇部市  
宇部市長 久保田 后子

乙 山口県山口市小郡上郷流通センター841-10  
西中国国分 株式会社  
代表取締役社長 角 博之